

# 猟銃等所持者の皆様方へ

## ～ 猟銃等の保管管理の徹底等について ～

最近、県内において、散弾銃が所在不明となる事案が発生しました。狩猟期を迎え、猟銃等を使用する機会が増えることが予想されることから、特に次の点に留意し、猟銃等の盗難・亡失防止と狩猟中の事故等の防止に万全を期してください。

### 猟銃等の保管管理の徹底

- **銃は常に自分の管理下に置く。**
  - ・ 法令の基準に適合するガンロッカーに入れ、確実に施錠して保管する。
  - ・ 分解可能な銃は、必ず分解して保管する。
  - ・ 銃と弾を一緒に保管しない。
  - ・ ガンロッカーの鍵は、自分で保管する。
- **車内に銃を放置しない。**  
特に裸銃のまま又は弾を装填したまま放置しない。
- **狩猟後はまっすぐ帰宅し、直ちに銃をガンロッカーに保管する。**
- **飲酒後や体調不良時には、銃を取り扱わない。**
- **入院や出張で長期間自宅を不在にする場合は、保管業者への銃の保管委託を検討する。**
- **弾は施錠設備のある専用保管庫で保管し、鍵は自分で管理する。**
  - ・ 弾を車内などに放置しない。
  - ・ 帳簿を確実に記載し、弾の使用状況等を適正に管理する。

### 猟場における狩猟事故防止の基本

- 矢先の確認
- 獲物の確認
- 脱包の励行（暴発防止）

**銃の危険性を十分認識し、適正な銃の保管管理等に努めてください。**

令和3年11月 鹿児島県警察本部